

第37回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1.日 時 平成29年 7月10日(月)
午前8時56分～午前10時30分
- 2.場 所 遠賀町役場 第6会議室

遠賀町農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員

第37回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年7月10日(月) 午前8時56分～午前10時30分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(9人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之
委員	5番	矢野	卓雄(欠席)
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎(欠席)
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏
委員	12番	森	昭徳

4. 7月の農業相談委員

7番	加藤	陽一郎
8番	二村	義信

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

12番	森	昭徳
2番	安部	喜美雄

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

第1号 農地法第5条の規定による許可申請について()
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(建設(株) 福岡支店
支店長)
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について()
第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(株) 建設 代表取締役)

第4 報告案件

- 第1号 公共事業に関する農地の一時利用届書について
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 第3号 尾崎砂取り跡地について

第5 その他の案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 池田 知致
事務局職員 安部 真介
事務局職員 高島 健次

開 会 8時 56分

議長 皆さん。おはようございます。

議長 本日の出席委員は、11名中9名の委員が出席、2名が欠席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。本日の総会第37回をもちまして、今期の総会最終回となります。3年間お世話になりました。お疲れ様でした。
よって、ただ今より第37回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、12番森 昭徳委員、2番安部喜美雄委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

議長 それでは、森 昭徳委員、安部喜美雄委員をお願いします。

議長 次に、次第の3、本日の農業相談員は7番加藤陽一郎委員、8番二村義信委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第5条許可申請関係4件となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が蓮角にお住まいの 氏で、貸渡人が父親で広渡にお住まいの 氏です。申請地が3ページの字図にありますように、大字広渡字休メ田1590番1 他1筆、地目が田、合計面積が521㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図、6ページが縦横断図、7ページが被害防除計画書で排水は雨水排水が水路放流、汚水が公共下水道接続となっております。8ページが関係者説明に関する調査票、9ページが始末書となっております。

事務局 続きまして10ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が福岡市中央区の 建設㈱ 福岡支店 支店長 氏で、貸渡人が木守にお住まいの 氏で、申請地が12ページの字図にありますように、大字木守字江の上1184番1、地目が田、面積が954㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は駐車場です。付近の介護老人保健施設工事にかかる、工事関係者の駐車場として一時転用し、年度末には農地へと原状回復される見込みです。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。13ページが現況平面図、14ページが土地利用計画図、15ページが縦横断図、16・17ページが一時転用に関する事業計画書、18ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで自然流下となっております。19ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして20ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が水巻町にお住まいの 氏で、譲渡人が上別府にお住まいの 氏です。申請地が22ページの字図にありますように、大字上別府字波打668番7、地目が田、面積が296㎡です。なお、実線で囲った申請地の上に点線で囲った部分がありますが、これは現在すでに農地ではありませんが、申請地と一体利用されるため、わかるようにしております。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。
23ページが現況平面図、24ページが土地利用計画図、25ページが縦横断図、26ページが被害防除計画書で排水は雨水が溜桝および水路放流、汚水が農業集落排水への接続となっております。27ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして28ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が㈱ 建設 代表取締役 氏で、譲渡人が福岡市城南区にお住まいの 氏 他1名で、申請地が30ページの字図にありますように、浅木二丁目1218番7 他1筆、地目が畑、合計面積が1,279㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第1種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は4区画の宅地分譲です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。31ページが現況平面図、32ページが土地利用計画図、33ページが造成計画図、34・35ページが縦横断面図、36ページが雨水排水計画図、37ページが汚水排水計画図、38ページが給水計画図、39ページが事業計画書、40ページが被害防除計画書で排水は雨水が自然流下、汚水は公共下水道接続となっております。41ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして、報告案件 尾崎砂取り跡地について、事務局の安部より報告させていただきます。

事務局 尾崎の砂取り跡地につきましては、前体制から継続して、農業委員会の方から指導しまして早期に完了するようということで指導してまいりまして、ここ最近では場所が高台に位置しておりますので、土砂災害が発生しないように水道(みずみち)の整備について地権者代表の方と話し合っただ協議を進めてきまして水道の整備を完了いたしました。その後測量を行いまして5月に境界立会、境界の確認が町の建設課とも完了しております。先月6月末に砂取りの一時転用の完了届の方が現東筑開発から出されまして、県の方に完了届を送り込んでおります。農業委員会としましては今日の現地確認の際に最終の形を現地で確認して、完了を確認するという事で事業の終結というふうにしたいと思っております。なお、この尾崎砂取り跡地につきましては、農業振興地域内の農用地、青地になりますので、引き続き農地として機能を発揮できるような、利活用方法を地権者と協議して進めていきたいと思っております。尾崎砂取り跡地についての報告は以上になります。

事務局 以上が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 8分

- 現地調査後 -

再 開 10時 3分

議長 再開します。
それでは、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の矢野卓雄委員からですが、欠席の為、事務局から報告をお願いします。

事務局 矢野卓雄委員より、「現地を確認しましたが、何も問題はないためよろしくをお願いします。」と、事務局の方に連絡を受けておりますので、報告いたします。

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成8名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の安部喜美雄委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題はございませんので、ご審議お願いいたします。
(2番)

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成8名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。地区担当の安藤敏生委員からご報告をお願いします

す。

地元委員 (3番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成8名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。付議案件 は安藤敏生委員が当事者となりますので、審議の間、退室をお願いいたします。まずは、地区担当の森 昭徳委員からご報告をお願いします。

地元委員 (12番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。
それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

(安藤敏生委員入室)

事務局 はい、それでは議案書の42ページをお開きください。報告案件 公共事業に関する農地

の一時利用届出書についてでございます。届出人が 土木工業(株) 届出の土地が大
字鬼津字五反田645番1、地目が田、面積が586㎡、所有者が 氏で、申請理由
は資材置場となっております。町の下水道工事受注業者による届出です。公共事業に関
連した緊急な農地の一時使用で、許可不要と判断し届出を受理しています。以上です。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは46ページをご覧ください。報告案件 農地法第18条第6項の規定による
通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、貸付人の都合による解約2件と
なっております。以上です。

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

無いようですので事務局の方からお願いします。

事務局長 本日が現体制の最後の農業委員会ということで一言、この3年間、任期につきましては7月
19日まででございますけれども、事務局を代表いたしましてお礼を申し上げたいと思いま
す。この3年間振り返ってみますと、色々な、尾崎の砂取り跡地、先ほど見ていただきまし
た、そういう案件。それから通常の許可関係ですね、遠賀町自体案件を持ちながら、農業
が基幹産業として引き続き農地の利用・促進に向けたところで支えていかなければならな
いのは当然のことです。この現体制の中で2名の委員の方が引き続き新しい体制の
委員となられるということ、最適化推進委員さんにも若干名なられると、残られるというこ
とですので、その新たな体制、7月20日に初回の会議を行いますけれども、その中でしっか
りとスクラムを組んで諸課題についていきたいと思っております。なお、引き続き今現職の
委員さんにおかれましても、地区の方に帰られて、ぜひ側面から、あるいは場合によっ
ては全面からご支援を頂ければと思っております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げま
す。ありがとうございました。

事務局 会長お願いいたします。

会長 未熟者ではありましたが、無事3年間勤め上げることができました。先ほど事務局長が言っ
てましたように、2名ほど引き続き残ります。若干名農業委員会の人数が減ります。新たに
推進委員さんができますけれども、OBとしてぜひ地元に戻られて最大限の協力をお願い
します。また、次期に関しては荒れ放題の土地、こういったものを含めてせっかくできた推

進員さんと共に農地回復に向かって頑張っていきたいと考えておりますので、ぜひご協力のほどお願いしまして、最後の言葉とします。ありがとうございました。

事務局 活動日誌を19日までに提出してください。

会長 以上をもって、第37回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 10 時 30分